

第69号議案

豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について

豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

令和元年8月30日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度の導入に係る職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるため。

豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 前条の「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当をいい、同項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬及び期末手当をいう。

2 紙与は、他の条例に特別の定めがある場合のほか現金で支払わなければならぬ。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第1（以下「給料表」という。）に定めるところによる。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定めるとおりとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定による基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第6条 豊岡市職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51号。以下「給与条例」という。）第10条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

この場合において、同条第6項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第7条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第8条 給与条例第20条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第9条 給与条例第21条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

この場合において、同条第1項中「休日において正規の勤務時間」とあるのは、「休日においてフルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第10条 給与条例第22条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理)

第11条 第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第8条の規定により準用する給与条例第20条、第9条の規定により準用する給与条例第21条及び前条の規定により準用する給与条例第22条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第12条 給与条例第28条から第30条まで（第28条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用

職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月末満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第13条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年豊岡市条例第53号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額）

第14条 第8条の規定により準用する給与条例第20条、第9条の規定により準用する給与条例第21条及び第10条の規定により準用する給与条例第22条並びに次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出に当たっては、給与条例第24条の規定を準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の減額）

第15条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、給与条例第21条第2項に規定する休日である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第16条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 基準月額（パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年豊岡市条例第39号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、第3条から第5条までの規定を適用して得た額をいう。以下同じ。）に、パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額。次号において同じ。）

(2) 日額による報酬 基準月額を21で除して得た額に、パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額

(3) 時間による報酬 基準月額を162.75で除して得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第17条 特殊勤務手当条例に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に、同条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第18条 パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 第1項の勤務時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員に、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第19条 給与条例第21条第2項に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第20条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に、その間に勤務した全時間に

対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務 1 時間につき第24条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第21条 第24条各号に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額及び第18条から前条までの規定により勤務 1 時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第22条 給与条例第28条から第30条まで（第28条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第28条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日現在において、パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額により報酬を受ける場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）」と読み替えるものとする。

- 2 任期の定めが 6 月に満たないパートタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が 6 月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

- 3 6 月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6 月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が 6 月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第23条 報酬は、月の 1 日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間数に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の 1 日から支給するとき以

外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数からパートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第24条 第18条から第20条まで及び次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 報酬の月額に12を乗じて得た額を、パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に50を乗じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 報酬の日額をパートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 報酬の時間額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第25条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、給与条例第21条第2項に規定する休日である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第26条 給与条例第37条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第27条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が市長と協議して定める。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第28条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第16条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の支給については、規則で定める職員を除き、給与条例第16条第2項から第6項までの規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第29条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、豊岡市職員等の旅費に関する条例（平成17年豊岡

市条例第54号) の例による。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例)
- 2 この条例の施行の日の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による改正前の地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職として任用されていた者及び同法第22条第5項の規定による臨時的任用を行っていた者に係る令和元年12月2日以降当該日までの引き続いた当該職としての在職期間については、第12条及び第22条において準用する給与条例第28条第2項に規定する在職期間に通算する。

別表第1 (第3条関係)

給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額(円)	給料月額(円)
1	144,100	194,000
2	145,200	195,800
3	146,400	197,600
4	147,500	199,400
5	148,600	200,900
6	149,700	202,700
7	150,800	204,500
8	151,900	206,300
9	153,000	207,900
10	154,400	209,700
11	155,700	211,500
12	157,000	213,300
13	158,300	214,700
14	159,800	216,500
15	161,300	218,200
16	162,900	220,000
17	164,200	221,700
18	165,700	223,400

19	167, 200	225, 000
20	168, 700	226, 600
21	170, 100	228, 000
22	172, 800	229, 700
23	175, 400	231, 300
24	178, 000	232, 900
25	180, 700	234, 000
26	182, 400	235, 500
27	184, 000	236, 900
28	185, 700	238, 200
29	187, 200	239, 500
30	188, 900	240, 700
31	190, 700	241, 700
32	192, 400	242, 900
33	194, 000	244, 200
34	195, 400	245, 300
35	196, 900	246, 500
36	198, 400	247, 800
37	199, 700	248, 700
38	201, 000	250, 100
39	202, 200	251, 500
40	203, 500	252, 900
41	204, 800	254, 300
42	206, 100	255, 700
43	207, 400	257, 100
44	208, 700	258, 400
45	209, 800	259, 600
46	211, 100	260, 900
47	212, 400	262, 300
48	213, 700	263, 600
49	214, 800	264, 700
50	215, 900	265, 800
51	216, 900	267, 100
52	218, 000	268, 400
53	219, 100	269, 400

54	220, 100	270, 500
55	221, 000	271, 800
56	222, 000	273, 100
57	222, 400	274, 000
58	223, 300	275, 000
59	224, 100	275, 900
60	224, 900	277, 000
61	225, 600	278, 100
62	226, 600	279, 100
63	227, 400	280, 000
64	228, 300	281, 000
65	229, 000	281, 500
66	229, 800	282, 400
67	230, 700	283, 100
68	231, 700	284, 000
69	232, 400	285, 000
70	233, 100	285, 800
71	233, 700	286, 600
72	234, 500	287, 400
73	235, 300	288, 200
74	236, 000	288, 700
75	236, 700	289, 100
76	237, 300	289, 600
77	238, 000	289, 800
78	238, 800	290, 100
79	239, 600	290, 300
80	240, 300	290, 700
81	240, 800	290, 900
82	241, 500	291, 100
83	242, 200	291, 500
84	242, 900	291, 800
85	243, 500	292, 100
86	244, 200	292, 400
87	244, 900	292, 700
88	245, 600	293, 100

89	246, 100	293, 400
90	246, 600	293, 800
91	246, 900	294, 100
92	247, 300	294, 500
93	247, 600	294, 700
94		294, 900
95		295, 200
96		295, 600
97		295, 800
98		296, 100
99		296, 500
100		296, 900
101		297, 100
102		297, 400
103		297, 800
104		298, 100
105		298, 300
106		298, 600
107		299, 000
108		299, 300
109		299, 500
110		299, 900
111		300, 300
112		300, 600
113		300, 800
114		301, 000
115		301, 300
116		301, 700
117		301, 900
118		302, 100
119		302, 400
120		302, 700
121		303, 100
122		303, 300
123		303, 600

124		303,900
125		304,200

別表第2（第4条関係）

級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	1 定型的又は補助的な業務を行う職務 2 資格又は知識若しくは経験を必要とする専門的な業務を行う職務
2級	資格又は相当の知識若しくは経験を必要とする専門性が特に高い業務を行う職務

豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案要綱

1 趣旨

この条例は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めること。(第1条関係)

2 給与

フルタイム会計年度任用職員の給与は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員の給与は、報酬及び期末手当をいうこと。(第2条関係)

3 フルタイム会計年度任用職員の給料

フルタイム会計年度任用職員の給料は、給料表によること。(第3条関係)

4 フルタイム会計年度任用職員の職務の級

フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度により、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務内容は、級別基準職務表によること。(第4条関係)

5 フルタイム会計年度任用職員の号給

フルタイム会計年度任用職員の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定すること。(第5条関係)

6 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給

豊岡市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)の給料の支給方法に関する規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用すること。(第6条関係)

7 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当

給与条例の通勤手当に関する規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用すること。(第7条関係)

8 フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当

給与条例の時間外勤務手当に関する規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用すること。(第8条関係)

9 フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当

給与条例の休日勤務手当に関する規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用すること。(第9条関係)

10 フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当

給与条例の夜間勤務手当に関する規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用すること。(第10条関係)

11 フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理

勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の

額を算定する場合における端数処理について定めること。(第11条関係)

12 フルタイム会計年度任用職員の期末手当

給与条例の期末手当に関する規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用すること。(第12条関係)

13 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当

フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「特殊勤務手当条例」という。)の定めるところによること。(第13条関係)

14 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額

勤務1時間当たりの給与額の算出に当たっては、給与条例の勤務1時間当たりの給与額の算出に関する規定を準用すること。(第14条関係)

15 フルタイム会計年度任用職員の給料の減額

フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額すること。(第15条関係)

16 パートタイム会計年度任用職員の報酬

パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月額による報酬、日額による報酬又は時間による報酬に区分し、それぞれの額を定めること。(第16条関係)

17 パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬

特殊勤務手当条例に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に、同条例の例により計算して得た額の報酬を支給すること。(第17条関係)

18 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬

正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、勤務1時間につき、100分の125から100分の150までの割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給すること。(第18条関係)

19 パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬

休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの割合を乗じて得た額の報酬を支給すること。(第19条関係)

20 パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬

正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に、勤務1時間につき勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額の報酬を支給すること。(第20条関係)

21 パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理

勤務 1 時間当たりの報酬額を算定する場合における端数処理について定めること。(第21条関係)

22 パートタイム会計年度任用職員の期末手当

給与条例の期末手当に関する規定は、任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用すること。(第22条関係)

23 パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給

報酬は、月の 1 日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給するものとし、日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対してはその者の勤務日数又は勤務時間数に応じた報酬を、月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては職員となった日から退職した日までの報酬を支給すること。(第23条関係)

24 パートタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの報酬額

勤務 1 時間当たりの報酬額は、月額による報酬の場合は、報酬の月額に12を乗じて得た額をパートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間に50を乗じたもので除して得た額とし、日額による報酬の場合は、報酬の日額をパートタイム会計年度任用職員について定められた 1 日当たりの勤務時間で除して得た額とし、時間額による報酬の場合は、報酬の時間額とすること。

(第24条関係)

25 パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額

パートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの報酬額を減額すること。(第25条関係)

26 会計年度任用職員の給与からの控除

給与条例の給与からの控除に関する規定は、会計年度任用職員について準用すること。(第26条関係)

27 任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与

職務の特殊性等を考慮し任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との權衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が市長と協議して定めること。(第27条関係)

28 パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償

パートタイム会計年度任用職員が給与条例に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給すること。(第28条関係)

29 パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償

パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給することとし、その額は、豊岡市職員等の旅費に関する条例の例によること。(第29条関係)

30 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めること。(第30条関係)

31 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例の施行の日の前日において、改正前の地方公務員法に規定する非常勤の特別職として任用されていた者及び同法の規定による臨時的任用を行っていた者に係る令和元年12月2日以降当該日までの引き続いた当該職としての在職期間については、期末手当を算出する際の在職期間に通算すること。(附則第2項関係)

第70号議案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例を次のように定める。

令和元年8月30日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例
の規定の整備を行うため。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例

(豊岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年豊岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

第5条中「。以下「労災保険法」という。」を削る。

(豊岡市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 豊岡市職員の分限に関する条例（平成17年豊岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(豊岡市職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第3条 豊岡市職員の懲戒に関する条例（平成17年豊岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料月額」の右に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年豊岡市条例第 号）第17条から第20条までに規定する報酬の額を除く。))」を加える。

(豊岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 豊岡市職員の育児休業等に関する条例（平成17年豊岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）

（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業した日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育

児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合 又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようすること。

第19条を次のように改める。

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
 - ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 - イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第20条第1項中「承認は、正規の勤務時間」を「承認は、豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年豊岡市条例第39号）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条第2項中「規定による育児時間」の右に「（以下「育児時間」という。）」を、「勤務しない職員」の右に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年豊岡市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

別表備考2中「スポーツ推進委員及び」を削る。

(豊岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 豊岡市職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第34条中「非常勤（）の右に「次条に定めるもの及び」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第34条の2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与は、別に条例で定める。

第39条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「職員」の右に「の給与」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員として雇用された技能職員及び労務職員の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とする。

(豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年豊岡市条例第187号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」の右に「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法」を加える。

第23条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第23条の2 第4条、第6条、第8条、第11条、第14条、第15条及び第17条から第18条までの規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第16条の規定は、任期が6月末満の会計年度任用職員には適用しない。

(豊岡市議会事務局設置条例の一部改正)

第8条 豊岡市議会事務局設置条例（平成17年豊岡市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第3条中「事務局の常勤の職員（臨時の職にある職員を除く。）」を「事務局の職員」に改める。

(豊岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 豊岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年豊岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「非常勤職員（法）の右に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」を加える。

(高橋財産区管理委員の報酬等に関する条例の一部改正)

第10条 高橋財産区管理委員の報酬等に関する条例（平成21年豊岡市条例第4号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

(豊岡市緊急医師確保対策就業支度金貸与条例の一部改正)

第11条 豊岡市緊急医師確保対策就業支度金貸与条例(平成23年豊岡市条例第11号)
の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「嘱託職員及び臨時的任用職員並びに」を「臨時的任用
職員及び」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(豊岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において地方公務員法及び地方自治法の一部を改正
する法律（平成29年法律第29号）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第
261号）第3条第3項第3号に規定する特別職として任用されていた者及び同法
第22条第5項の規定による臨時的任用を行っていた者の任用期間（任期が更新さ
れていた場合は、その全期間）は、第4条の規定による改正後の豊岡市職員の育
児休業等に関する条例第2条第3号ア(ア)に規定する引き続き在職した期間に含
めるものとする。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案要綱

1 改正の内容

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、次の条例について所要の改正を行うこと。

- (1) 豊岡市公益的法人等への派遣等に関する条例（平成17年豊岡市条例第34号）
(第1条関係)
引用する条項等を改めること。
- (2) 豊岡市職員の分限に関する条例（平成17年豊岡市条例第35号）(第2条関係)
休職の効果について、会計年度任用職員に対する休職の期間は、任命権者が定める任期の範囲内とすること。
- (3) 豊岡市職員の懲戒に関する条例（平成17年豊岡市条例第36号）(第3条関係)
減給の効果について、会計年度任用職員のうち1週間当たりの勤務時間が通常勤務の時間に比し短い時間で勤務する職員の減給は、給料月額を報酬の額として減給し、報酬のうち手当に相当するものを除くこと。
- (4) 豊岡市職員の育児休業等に関する条例（平成17年豊岡市条例第40号）(第4条関係)
 - ア 育児休業の対象範囲を非常勤職員に拡大し、育児休業法の規定により条例で定める育児休業をすることができない非常勤職員を定めること。
 - イ 非常勤職員の育児休業の期間は、養育の事情に応じ、1歳、1歳2箇月又は1歳6箇月に達する日までとすること。また、養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合の育児休業の期間は、2歳に達する日までとすること。
 - ウ 非常勤職員の再度の育児休業をすることができる特別の事情を定めること。
 - エ 非常勤職員の部分休業の承認について、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内とすること。
- (5) 豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年豊岡市条例第46号）(第5条関係)
引用する条項等を改めること。
- (6) 豊岡市職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51号）(第6条関係)
 - ア 会計年度任用職員の給与は、別に条例で定めること。
 - イ 会計年度任用職員として雇用された技能職員及び労務職員の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とすること。
- (7) 豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年豊岡市条例第

187号) (第7条関係)

ア 企業職員の給与の種類を定める規定に、会計年度任用職員を加えること。

イ 扶養手当、住居手当、単身赴任手当、勤勉手当等の規定及び任期が6月末満の者に係る期末手当の規定は、会計年度任用職員には適用しないこと。

(8) 豊岡市議会事務局設置条例(平成17年豊岡市条例第212号) (第8条関係)

職員の定数に関する所要の規定の整備をすること。

(9) 豊岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年豊岡市条例第14号) (第9条関係)

人事行政の運営等の状況の公表の対象の職員に、会計年度任用職員のうちフルタイム会計年度任用職員を加えること。

(10) 高橋財産区管理委員の報酬等に関する条例(平成21年豊岡市条例第4号) (第10条関係)

引用する条項を改めること。

(11) 豊岡市緊急医師確保対策就業支度金貸与条例(平成23年豊岡市条例第11号) (第11条関係)

就業支度金の貸付対象者の規定に係る所要の規定の整理をすること。

2 附則

(1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) 豊岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置を設けること。(附則第2項関係)

豊岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

	現行	改正後（案）
（職員の派遣）		
第2条 略		
2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。		
(1)・(2) 略	（職員の派遣） 第2条 略	2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(3) 地公法 <u>第22条</u> 第1項に規定する条件付採用になつている職員		(1)・(2) 略 (3) 地公法 <u>第22条</u> に規定する条件付採用になつている職員
(4)・(5) 略		(4)・(5) 略
3 略		3 略 (職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例)
		第5条 職員派遣後職務に復帰した職員（企業職員である職員及び労務職員である職員を除く。）に関する職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51号。以下「給与条例」という。）第35条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。
		（職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例） 第5条 職員派遣後職務に復帰した職員（企業職員である職員及び労務職員である職員を除く。）に関する職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51号。以下「給与条例」という。）第35条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

豊岡市職員の分限に関する条例新旧対照表（第2条関係）

	現行	改正後（案）
（休職の効果） 第4条 略 2・3 略		<p>（休職の効果）</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</p>

豊岡市職員の懲戒に関する条例新旧対照表（第3条関係）

	現行	改正後（案）
（減給の効果）		（減給の効果）
第3条 減給は、1日以上6月以下の期間において給料月額		第3条 減給は、1日以上6月以下の期間において給料月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年豊岡市条例第17条から第20条までに規定する報酬の額を除く。））の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

豊岡市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

現行	改正後（案）
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をい う。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月 到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあつ ては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される 場合には、更新後のもの）が満了すること及び引き続き 採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養 育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳 到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児 休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合 にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている 非常勤職員に限る。）</p> <p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をして いる非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該</p>

任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるときに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(3) 略

(4) 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日ににおいて当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該子の1歳到達日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務した日数をいた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当する育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当する場合等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものがあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいづれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日
- ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合イ 当該子の1歳到達日後における期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていいる非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日における地方等育児休業をしていいる場合
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の3 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 略

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

<p>(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしてい る非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新さ れ、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任 期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の 初日とする育児休業をしようとすること。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>	<p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲 げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務 員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤 務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を 除く。）</p> <p>ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定め る非常勤職員</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をい う。以下同じ。）の承認は、豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平 成17年豊岡市条例第39号）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非 常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。） にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は 終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間 又は勤務時間条例第16条の2の規定による介</p>
---	---

護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき走められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第5条関係）

	現行	改正後（案）
（趣旨）		（趣旨）
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関する必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関する必要な事項を定めるものとする。	
別表（第2条関係）	略	別表（第2条関係）
備考		備考
1 略	1 略	2 「非常勤の嘱託員等」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に掲げる臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの方に準ずる者の中スボーツ推進委員及び福祉指導監査専門員以外のものをいう。
2 「非常勤の嘱託員等」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に掲げる臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの方に準ずる者の中スボーツ推進委員及び福祉指導監査専門員以外のものをいう。	3 略 4 略	3 略 4 略

豊岡市職員の給与に関する条例新旧対照表（第6条関係）

	現行	改正後（案）
(臨時又は非常勤の職員の給与)		(臨時又は非常勤の職員の給与)
第34条 臨時又は非常勤（ <u>短時間勤務職員を除く。）の職員については、他の職員との給与との均衡を考慮して、市長の定める基準に従い、予算の範囲内で任命権者が定める給与を支給する。</u>		第34条 臨時又は非常勤（次条に定めるもの及び短時間勤務職員を除く。）の職員については、他の職員との給与との均衡を考慮して、市長の定める基準に従い、予算の範囲内で任命権者が定める給与を支給する。 <u>（会計年度任用職員の給与）</u>
(技能職員及び労務職員の種類及び基準)		第34条の2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与は、別に条例で定める。
第39条 一般職に属する技能職員及び労務職員の給与の種類は、第3条に定める給料及び手当とする。		第39条 一般職に属する技能職員及び労務職員の給与の種類は、第3条に定める給料及び手当とする。 2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員として雇用された技能職員及び労務職員の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とする。
2 前項の給与は、その職務の責任の特殊性及び職員_____との均衡を考慮したものでなければならない。		3 前2項の給与は、その職務の責任の特殊性及び職員の給与との均衡を考慮したものでなければならない。

豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第7条関係）

	現行	改正後（案）
（給与の種類）		（給与の種類）
第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） 第28条の5 第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下これらを「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。	第2条 企業職員で常時勤務をするもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2 第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法第28条の5 第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下これらを「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。	第2条 企業職員で常時勤務をするもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） 第23条の2 第4条、第6条、第8条、第11条、第14条、第15条及び第17条から第18条までの規定は、会計年度任用職員には適用しない。 2 第16条の規定は、任期が6月末満の会計年度任用職員には適用しない。
2・3 略	2・3 略 (非常勤及び臨時に雇用される職員の給与)	2・3 略 (非常勤及び臨時に雇用される職員の給与) 第23条 略 (会計年度任用職員についての適用除外)
第23条 略		

豊岡市議会事務局設置条例新旧対照表（第8条関係）

	現行	改正後（案）
(職員の定数)		(職員の定数)
第3条 事務局の常勤の職員（臨時の職にある職員を除く。）の定数は、 豊岡市職員定数条例（平成17年豊岡市条例第31号）の定めるところによる。		第3条 事務局の職員 豊岡市職員定数条例（平成17年豊岡市条例第31号）の定めるところによる。

豊岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第9条関係）

	現行	改正後（案）
（任命権者の報告事項）		（任命権者の報告事項）
第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法 <u>_____</u> 第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職員を除く。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(10) 略	第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職員を除く。）に係る次に掲げる事項とする。	(1)～(10) 略

高橋財産区管理委員の報酬等に関する条例新旧対照表（第10条関係）

	現行	改正後（案）
	(趣旨)	
(趣旨)	<p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2 第4項</u>の規定に基づき、高橋財産区管理委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に必要な事項を定めるものとする。</p>	
	<p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2 第5項</u>の規定に基づき、高橋財産区管理委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に必要な事項を定めるものとする。</p>	

豊岡市緊急医師確保対策就業支度金貸与条例新旧対照表（第11条関係）

	現行	改正後（案）
(貸与対象者)		(貸与対象者)
第2条 支度金の貸与を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。		第2条 支度金の貸与を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。
(1) 略		(1) 略
(2) 新たに病院等の常勤の医師（嘱託職員及び臨時的任用職員並びに大学、県等から派遣された者を除く。）として勤務する者であること。		(2) 新たに病院等の常勤の医師（臨時的任用職員及び大学、県等から派遣された者を除く。）として勤務する者であること。
(3)・(4)		(3)・(4)
2 略		2 略

第71号議案

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年8月30日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

住民基本台帳法施行令の改正に伴い、住民基本台帳に記録のある旧氏を印鑑登録できるようにするため。

豊岡市条例第 号

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年豊岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市の」を「市が備える」に改める。

第4条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他これらに類する事項を併せて表しているもの

第11条第3号中「氏名（）」を「氏名、氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名（）」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 登録資格の規定について、所要の規定の整理をすること。(第2条関係)
- (2) 登録を受けることができない印鑑に係る規定について、住民基本台帳に記録されている旧氏を登録できる印鑑とするための整備をすること。(第4条関係)
- (3) 印鑑登録の抹消に係る規定について、登録された印鑑が登録を受けることができない印鑑に該当したときに、旧氏の変更によるものを加えること。(第11条関係)

2 附則

この条例は、令和元年11月5日から施行すること。

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表

	現行	改正後（案）
(登録資格)		(登録資格)
第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市の <u>住民基本台帳</u> に記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。	2 略	第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。
(登録を受けることができない印鑑)		(登録を受けることができない印鑑)
第4条 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、登録を受けることができない。	2 略	第4条 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、登録を受けることができない。
(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの		(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）以下「令」という。）第30条の13項に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの
(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの		(2) 職業、資格その他これらに類する事項を併せて表しているもの
(3)～(6) 略		(3)～(6) 略
2 略		2 略
(印鑑登録の抹消)		(印鑑登録の抹消)
第11条 市長は、印鑑登録者について次の各号のいずれかの理由が生じたときは、印鑑の登録を抹消するものとする。		第11条 市長は、印鑑登録者について次の各号のいずれかの理由が生じたときは、印鑑の登録を抹消するものとする。
(1)・(2) 略		(1)・(2) 略
(3) 氏名（		(3) 氏名（

外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。) の変更により、登録された印鑑が第4条第1号に該当したとき。	いる旧氏を含む。) 又は名(外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。) の変更により、登録された印鑑が第4条第1号に該当したとき。
(4)・(5) 略	(4)・(5) 略

第72号議案

豊岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年8月30日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年豊岡市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

償還金の支払猶予又は償還免除をするか否かの判断のために必要があるときは、借受人又は保証人の収入及び資産の状況の報告等を求めることができるように改めること。（第15条関係）

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市災害用慰金の支給等に関する条例新旧対照表

	現 行	改正後(案)
(償還期間及び償還方法等)	(償還期間及び償還方法等)	
第15条 略	第15条 略	
2 略	2 略	
3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法 第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。	3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金につい ては、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及 び第12条の規定によるものとする。	

第73号議案

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年8月30日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

市の公園に野田公園を加えるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第147号）の一部を次のように改正する。

別表開発又は自然公園の部豊岡市上陰今島公園の項の次に次のように加える。

豊岡市野田公園	豊岡市野田102番地の5
---------	--------------

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

市の公園に野田公園を加え、その位置を豊岡市野田102番地の5とすること。
(別表関係)

2 附則

この条例は、令和元年10月1日から施行すること。

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行			改正後(案)		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
種類	名称	位置	種類	名称	位置
開発又 は自然 公園	豊岡市戸牧第1公園 ～ 豊岡市上陰今島公園	略	開発又 は自然 公園	豊岡市戸牧第1公園 ～ 豊岡市上陰今島公園	略
	豊岡市大師山自然公園 ～ 豊岡市出石内町公園	略		豊岡市大師山自然公園 ～ 豊岡市出石内町公園	略
	観光又 は交流 公園	略		観光又 は交流 公園	略
	～ 農村公 園			～ 農村公 園	

第74号議案

豊岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

豊岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年8月30日提出

豊岡市長 中 貞 宗 治

(理由)

子ども・子育て支援法等の改正に伴い、関係する条例の規定の整理を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(豊岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 豊岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年豊岡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

(豊岡市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正)

第2条 豊岡市保育の必要性の認定に関する条例（平成26年豊岡市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第11号中「又は特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等」に改める。

(豊岡市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正)

第3条 豊岡市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成27年豊岡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

豊岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

子ども・子育て支援法等の改正に伴い、次の条例について所要の規定の整理を行うこと。

- (1) 豊岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年豊岡市条例第42号）（第1条関係）
- (2) 豊岡市保育の必要性の認定に関する条例（平成26年豊岡市条例第45号）（第2条関係）
- (3) 豊岡市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成27年豊岡市条例第32号）（第3条関係）

2 附則

この条例は、令和元年10月1日から施行すること。

豊岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)</p> <p>第2条 法第34条第2項及び第46条第2項の規定による条例で定める基準は、次項及び第3項に定めるものほか、<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準</u></p> <p>(平成26年内閣府令第39号)に定める基準をもって、その基準とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)</p> <p>第2条 法第34条第2項及び第46条第2項の規定による条例で定める基準は、次項及び第3項に定めるものほか、<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準</u>(平成26年内閣府令第39号)に定める基準をもって、その基準とする。</p> <p>2・3 略</p>

豊岡市保育の必要性の認定に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
(保育の必要性の認定) 第3条 法第19条第1項第2号及び第3号に規定する家庭において必要な保育を受けることが困難である小学校就学前子どもとは、その保護者のいいずれもが次の各号のいずれかに該当する小学校就学前子どもとする。	(保育の必要性の認定) 第3条 法第19条第1項第2号及び第3号に規定する家庭において必要な保育を受けることが困難である小学校就学前子どもとは、その保護者のいいずれもが次の各号のいずれかに該当する小学校就学前子どもとする。
(1)～(10) 略 (11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。 (12) 略	(1)～(10) 略 (11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。 (12) 略

豊岡市子どもための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例新旧対照表（第3条関係）

	現行	改正後（案）
(利用者負担額)	(利用者負担額)	(利用者負担額)
第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する支給認定保険者 の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。	第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する教育・保育給付認定保険者 の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。	第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項各号及び第30条第2項各号に規定する教育・保育給付認定保険者 の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。
2 略	2 略	2 略

第75号議案

豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例及び豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例及び豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年8月30日提出

豊岡市長 中 貞 宗 治

(理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、市立の保育所及び認定こども園において給食費を徴収するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例及び豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例(平成17年豊岡市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「保育料」を「第1項の保育料」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(給食費)

第7条 市長は、保育所において子どもに食事の提供を行うときは、当該食事の提供を受ける者の保護者から、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項の規定により食事の提供に要する費用を給食費として徴収するものとする。

2 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、給食費を減額し、又は免除することができる。

(豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例(平成22年豊岡市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とする。

第6条の見出し中「保育料」を「保育料等」に改め、同条中「保育料」を「第5条第1項の保育料及び前条の給食費」に改め、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(給食費の徴収)

第6条 市長は、認定こども園において子どもに食事の提供を行うときは、当該食事の提供を受ける者の保護者から、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項の規定により食事の提供に要する費用を給食費として徴収するものとする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例及び豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、市立の保育所及び認定こども園において給食費を徴収するため、次の条例について所要の規定の整備を行うこと。

- (1) 豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第91号）
(第1条関係)
- (2) 豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成22年豊岡市条例第33号）
(第2条関係)

2 附則

この条例は、令和元年10月1日から施行すること。

鹿児市立保育所の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行		改正後（案）
(保育料)		
第6条 略	(保育料)	第6条 略
2 略	2 略	3 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めると認めるときは、保育料_____を減額し、又は免除することができる。
3 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めると認めるときは、保育料_____を減額し、又は免除することができる。	(給食費)	第7条 市長は、保育所において子どもに食事の提供を行うときは、当該食事の提供を受ける者の保護者から、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項の規定により食事の提供に要する費用を給食費として徴収するものとする。 2 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めると認めるときは、給食費を減額し、又は免除することができる。
	(委任)	(委任)
	第8条 略	第7条 略

豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
	<p><u>(給食費の徴収)</u></p> <p>第6条 市長は、認定こども園において子どもに食事の提供を行うときは、当該食事の提供を受ける者の保護者から、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項の規定により食事の提供に要する費用を給食費として徴収するものとする。</p> <p><u>(保育料等の減免)</u></p> <p>第7条 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるとときは、第5条第1項の保育料及び前条の給食費を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第8条 略</p>
	<p><u>(保育料の減免)</u></p> <p>第6条 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるとときは、保育料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第7条 略</p>

第76号議案

豊岡市手数料条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年8月30日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、消防法等に基づく事務に係る手数料の額を改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市手数料条例の一部を改正する条例

豊岡市手数料条例（平成17年豊岡市条例第62号）の一部を次のように改正する。
別表第5 消防法等の規定に基づく事務関係の表3の部中「1,580,000円」を
「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000
円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

豊岡市手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、消防法等に基づく事務に係る手数料の額を改めること。（別表第5関係）

2 附則

この条例は、令和元年10月1日から施行すること。

堺岡市手数料条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表第5（第2条関係） 消防手数料関係		消防法等の規定に基づく事務関係	
消防手数料関係		消防法等の規定に基づく事務関係	
略		略	
手数料を徴収する事務	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の額
1 略	略	1 略	略
2 略	略	2 略	略
3 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	「令」という。) 第2条第1号に規定する屋内貯蔵所～特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則」という。) 第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き屋	3 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	「令」という。) 第2条第1号に規定する屋内貯蔵所～特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則」という。) 第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き屋

根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち危険物規則第22条の2第1号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	略	略
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が10,000Kl以上50,000Kl未満のもの	1,580,000円	1,590,000円
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が50,000Kl以上100,000Kl未満のもの	1,940,000円	1,950,000円
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が100,000Kl以上200,000Kl未満のもの	2,260,000円	2,270,000円
			略

